

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（概要）

1 制度の概要

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、**行政目標**（環境基本法第 16 条）

水質汚濁に係る環境基準

<国が告示>

人の健康の保護に関する環境基準

⇒有害物質から人体を守るため全国一律

今回検討

生活環境の保全に関する環境基準

⇒水域の利用目的や水質の状況に応じて水域ごとに基準値の区分（類型）を適用

見直しの目的 ⇒見直した類型を適用することで各水域の水質を維持する

生活環境の保全に関する環境基準

	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数(注 1)
AA 類型	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A 類型		2mg/L 以下			1000MPN/100mL 以下
B 類型		3mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
C 類型	5mg/L 以下	-			
D 類型	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E 類型		10mg/L 以下	(注2)		-

(注1) MPN・・・統計学的に求められた大腸菌群数の単位

(注2) ごみ等の浮遊が認められないこと。

○このタイプのいずれかを、各水域（河川）に適用することにより、環境基準値が定まる。
○タイプの指定及び指定の見直しは、各水域の利用目的（水道水源の利用など）を踏まえ、BODの測定値を基本に判断

水域類型の指定及び指定の見直し 標準的なフロー

新規に水域の類型を指定する場合
(例) 大場川

既に指定されている水域の類型を見直す場合
(例) 石神井川

どの水域を新規に指定するか?

どの水域の類型を見直すか?

大場川は生活排水の影響を受けることから
指定を行う
(国の考え方(告示 第1.2(2)ア)から)

既に類型指定されている47水域に対して必
要に応じて見直しを行う

現状の水質と利用目的を調査し、それぞれについて参考資料1の7頁目「別表2 生活環境
の保全に関する環境基準」に基づき類型をあてはめる

大場川の水質(5年間の水質測定結果)
↓
D類型に該当

石神井川の水質(5年間の水質測定結果)
↓
B類型に該当

大場川の利用目的は水産3級(コイ、フナ等
を産する)
↓
C類型に該当

石神井川はD類型以上の利用目的はなく、環境
保全(注)が図られている。
↓
E類型に該当

現状水質と利用目的であてはめた類型のうち、上位のものを採用
(本資料の5頁目「7 指定及び指定の見直し(案)の作成方針」の「1.類型の指定の考
え方」から)

大場川
現状水質の類型 D類型
利用目的の類型 **C類型**

石神井川
現状水質の類型 **B類型**
利用目的の類型 E類型

類型を指定することで各水域の基準値が決定

大場川の基準値(C類型)

pH	6.5以上8.5以下
BOD	5mg/L以下
SS	50mg/L以下
DO	5mg/L以上
大腸菌群数	基準なし

石神井川の基準値(C類型→B類型)

	(見直し前)	(見直し後)
pH	6.5以上8.5以下	→ (変更なし)
BOD	5mg/L以下	→ 3mg/L以下
SS	50mg/L以下	→ 25mg/L以下
DO	5mg/L以上	→ (変更なし)
大腸菌群数	基準なし	→ 5000MPN/100mL以下

(注)環境保全とは、その水域で日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度の保全を行うことをいう。

2 水域類型の指定及び指定の見直し（案）

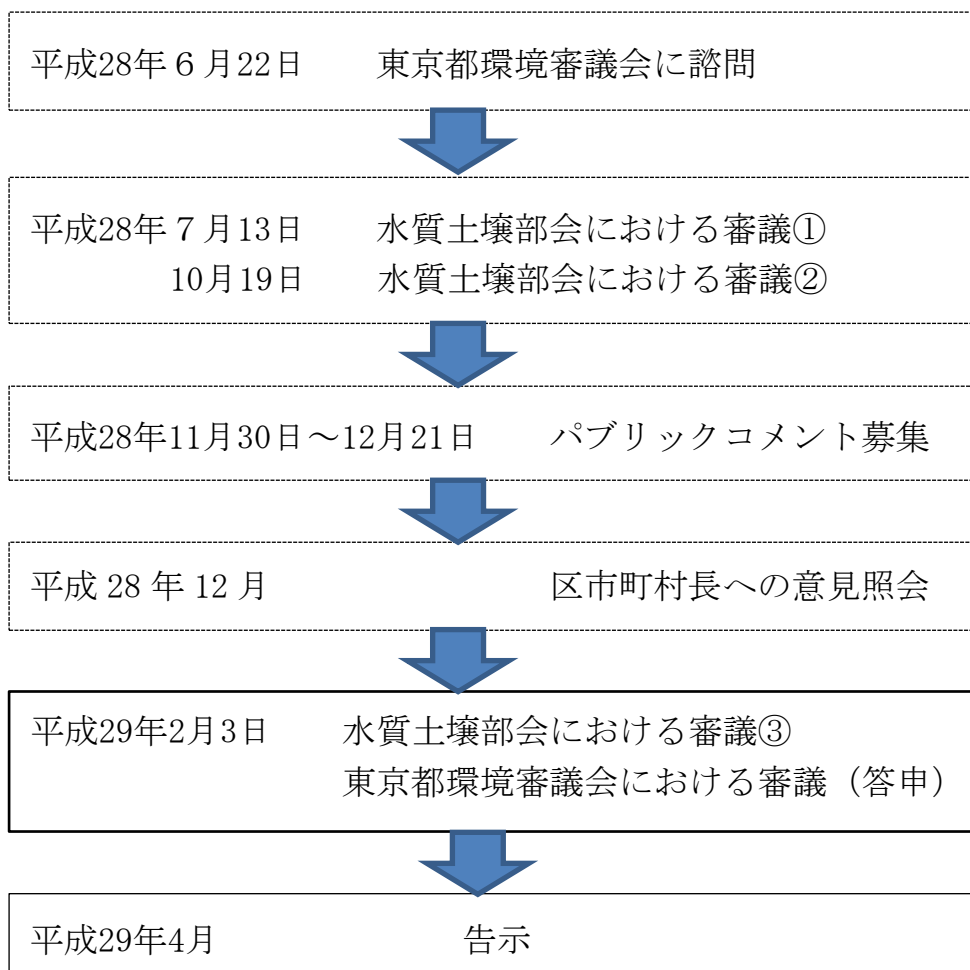
都内の下水道普及率が区部で100%概成したことなどにより、近年、都内河川の水質は改善した。

このため、各河川の水質の状況をふまえて、水質環境基準の見直しを行う。

水域類型の指定及び指定見直し（案）

類 型	現行の水域数	見直し後の水域数（案）
AA類型	2	6
A類型	7	23
B類型	8	3
C類型	17	10
D類型	9	8
E類型	4	0
合計	47	50

3 スケジュール



4 根拠とした告示、通知文等

告示	「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)(最終改正:平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号)
処理基準	「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成 13 年 5 月 31 日 環水企第 92 号)(最終改正:平成 25 年 3 月 27 日 環水大水発第 1303271 号、環水大土発第 1303271 号)
水質調査方法通知	「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日 環水管第 30 号)
達成期間通知	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(昭和 60 年 6 月 12 日 環水管第 126 号)
中環審資料	「中央環境審議会 ^(注) 水環境部会陸域環境基準専門委員会(第 10 回)」(平成 22 年 5 月 14 日) 資料 3-2 「水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び見直し方針(案)」

5 これまでの指定等の経緯

告示日	指定	指定の見直し (都実施分のみ)
S45.9.1【国】	・荒川、多摩川等の大規模河川 ・水質汚濁の特に著しい中小河川	—
S51.3.30【都】	・石神井川、浅川等の中規模河川を中心に 19 河川	隅田川
H9.5.13【都】	・中小河川(新中川等 20 河川)	隅田川等(17 河川)

S46.5.31 以前は、全ての水域を国が指定

6 検討対象水域

○新規指定

告示の考え方(注 1)に基づき、水質汚濁状況・河川規模を考慮して新規に指定した。

- ① 上流部に水質汚濁源となりうる事業場等が存在している水域

大場川	上流からの生活排水の影響を受ける
妙正寺川	中野水再生センター放流水の影響を受ける

- ② 水質保全の必要性を考慮(名水として都民に親しまれている等)

落合川	水質保全の必要性が高い(環境省の「平成の名水百選」に、都内で唯一選定)
-----	-------------------------------------

○指定の見直し

既に指定されている 47 水域について、作成方針に基づき、指定の見直しを行った。

7 指定及び指定の見直し（案）の作成方針

（法定受託事務であるため、国の考え方に従う。）

1. 類型の指定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用目的から判断される類型」と「現状水質に対応する類型」のうち、上位の類型（告示の現状非悪化の観点） なお、利用目的の判断は、東京都建設局「河川現況台帳調書」、東京都産業労働局「東京都農業用水取水実態調査」等を参考にした。
2. 現状水質の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・BODを基本に検討し、他の項目は必要に応じて考慮 ・類型は、A類型以下は5年間、AA類型は10年間のBOD75%水質値（注2）で判断（中環審資料） なお、検討に使用する水質測定値は、晴天が続き水質が安定している日のデータとする。（処理基準、水質調査方法通知）
3. 環境基準の達成期間	<ul style="list-style-type: none"> ・各水域の状況や目標達成のための施策を考慮して設定（告示） ・区分（イ（直ちに達成）、ロ（5年以内で可及的速やかに達成）、ハ（5年を超える期間で可及的速やかに達成））のいずれかにあてはめる（達成期間通知）
4. 県際水域の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・県際水域の類型指定は原則として関係都道府県と同一年月日に実施（告示）。 ただし、都県境の上下流で「水域の利用目的が異なる場合」や「水質・水量が著しく異なる場合」については上下流を別水域とみなした。

（注1）告示（抜粋）

第1 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

（2）水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

（注2）BOD75%値

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（処理基準）

8 水域類型の新規指定

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間	利用目的(類型) (注1)		現状水質での類型					
					水産	類型	BOD 最大値 (注2)	類型	pH	DO	SS	大腸菌 群数 (注3)
1	大場川 (東京都の区域)	—	C	イ ただちに 達成	3級(C)	C以上	5.3	D	AA	B	AA	—
2	妙正寺川	—	B		—	E以上	2.4	B	AA	AA	AA	—
3	落合川	—	AA		—	E以上	0.9	AA	AA	AA	AA	—

(注1)環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注2)BOD最大値：落合川は過去10年間(H18～H27)、大場川及び妙正寺川は過去5年間(H23～H27)のBOD75%値の最大値

(注3)大腸菌群数は未測定により類型の判断はできなかった。

○作成方針

1 類型の指定の考え方

- 1.大場川は現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。
その他の水域は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

- 1.大場川及び2.妙正寺川は5年間(H23～H27)、3.落合川は10年間(H18～H27)のBOD75%値で判断した。
大腸菌群数以外の水質項目は、指定(案)の類型の基準値を満足していた。
大腸菌群数は、次の点から現状水質の判断において考慮しなかった。
 - ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでいる。
 - ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時は下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

3 環境基準の達成期間

- 1.大場川は平成23年度はC類型の基準を超過(BOD75%値 5.3mg/L)したものの、その他の年度はC類型の基準を達成しており、長期的には、水質が改善傾向であるため、達成期間を「イ 直ちに達成」とした。
その他の水域は、既に指定(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ 直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

- 1.大場川は埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。

○各水域の状況

No.1 大場川

埼玉県吉川市に源を発し、葛飾区と埼玉県八潮市との県境で中川に合流する。
大場川中州は、葛飾区自然保護要綱に基づき大場川中州自然保護区域に指定されている。

- 環境基準点 葛三橋(葛飾区東水元六丁目地先)

No.2 妙正寺川

杉並区にある妙正寺池を源として、江古田川を合流し、新宿区下落合一丁目目で神田川(高田馬場分水路)に合流する。中野区新井付近に、中野水再生センターの放流口がある。

- 環境基準点 落合橋(新宿区下落合四丁目)

No.3 落合川

東久留米市八幡町付近を水源とし、都県境付近で黒目川に合流する。
一帯は湧水が多く、流域の「南沢緑地」及び「竹林公園」が「東京の名湧水57選」(東京都環境局)に選ばれている。また、環境省の「平成の名水百選」に、「落合川と南沢湧水群」が選ばれている。

- 環境基準点 下谷橋(東久留米市神宝町一丁目)

9-1 水域類型の指定の見直し(23区)

類型	BOD
AA	1mg/L以下
A	2mg/L以下
B	3mg/L以下
C	5mg/L以下
D	8mg/L以下
E	10mg/L以下

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間(注1)	利用目的(類型)(注2)			現状水質での類型					
					水産	工業用水	類型	BOD最大値(注3)	類型	pH	DO	SS	大腸菌群数(注4)
4	新中川	C	C	イ	3級(C)	-	C以上	4.3	C	AA	B	C	—
5	新川	C	A	イ	-	-	E以上	1.8	A	AA	AA	AA	—
6	隅田川	C	C	イ	-	1級(C)	C以上	3.4	C	AA	D	AA	—
7	新河岸川 (東京都の区域)	D	C	ハ	-	1級(C)	C以上	6.4	D	AA	B	AA	—
8	白子川 (東京都の区域)	D	C	イ	3級(C)	-	C以上	4.3	C	AA	B	AA	—
9	石神井川	C	B	イ	-	-	E以上	2.4	B	AA	B	AA	—
10	神田川	C	C	イ	-	-	E以上	3.4	C	AA	D	AA	—
11	日本橋川	C	C	イ	-	-	E以上	3.6	C	AA	D	AA	—
12	横十間川	C	B	イ	-	-	E以上	2.2	B	AA	B	AA	—
13	大横川	C	A	イ	-	-	E以上	1.9	A	AA	D	AA	—
14	北十間川	C	A	イ	-	-	E以上	1.6	A	AA	B	AA	—
15	竪川	C	A	イ	-	-	E以上	2.0	A	AA	D	AA	—
16	小名木川	C	A	イ	-	-	E以上	1.5	A	AA	B	AA	—
17	旧中川	C	A	イ	-	-	E以上	1.9	A	AA	B	AA	—
18	内川	C	C	イ	-	-	E以上	3.2	C	AA	B	AA	—
19	古川	D	D	イ	-	-	E以上	—	—	AA	D	AA	—
20	目黒川	D	D	イ	-	-	E以上	6.1	D	AA	D	AA	—
21	呑川	D	D	イ	-	-	E以上	5.6	D	AA	D	AA	—
22	立会川	E	D	イ	-	-	E以上	7.3	D	AA	D	AA	—

(注1)達成期間の区分 :イ 直ちに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2)環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注3)BOD最大値 :過去5年間(H23~H27)のBOD75%値の最大値。

ただし、20.目黒川、21.呑川は、全層(表層と下層の平均)、22.立会川は下層の過去5年間(H23~H27)のBOD75%値の最大値

(注4)大腸菌群数は23区の水域がすべてC類型以下であったため、未測定により類型の判断はできなかった。

○作成方針(23区)

1 類型の指定の考え方

7.新河岸川は現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。
その他の水域は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

基本的に5年間(H23～H27)のBOD75%値で判断した。

○BOD以外の水質項目について

pH及び浮遊物質量(SS)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していた。

溶存酸素量(DO)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していない水域(6.隅田川、10.神田川、11.日本橋川、13.大横川、14.北十間川、15.竪川、16.小名木川、17.旧中川)があったが、感潮域における海水の流入が原因と考えられるため、河川の現状水質の判断において考慮しなかった。

大腸菌群数は、次の点から現状水質の判断において考慮しなかった。

- ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含まれている。
- ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時は下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

○19.古川、20.目黒川、21.呑川の現状水質の判断について

これらの3河川は、表層は下水高度処理水等の導水、下層は海水の影響を受け、その比重の違いから混合せずに表層と下層の水質が異なる状態となっている。

河川水質は表層と下層の水質に違いがないという前提で、表層で水質を判断しているが、表層と下層で水質が異なる場合は、海域や湖沼と同様に全層(表層と下層の平均)の水質で評価することが妥当と考えられる。

そのため、20.目黒川と21.呑川は全層の水質で現状水質を判断した。(19.古川については、指定見直しのために供せられる全層のBODデータがないため、今回類型の見直しは行わないが、今後は20.目黒川と21.呑川と同様に下層の測定を行い、全層のデータをもって類型の見直しの検討を行う。)

詳細は第一回水質土壌部会資料(水域類型の指定及び指定見直し(案)5～7ページ)を参照

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/280713suisitudozyo7.pdf>

○22.立会川の現状水質の判断について

22.立会川は、表層は地下漏えい水の導水、下層は海水の影響を受け、その比重の違いから、混合せずに表層と下層の水質が異なる状態となっている。

表層の導水は下水高度処理水等の導水とは異なり、将来的に継続するかは不確定なため、立会川に関しては下層の水質で現状水質を判断した。

詳細は第一回水質土壌部会資料(水域類型の指定及び指定見直し(案)5～7ページ)を参照

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/280713suisitudozyo7.pdf>

3 環境基準の達成期間

7.新河岸川は、現状水質ではD類型(平成22年度～24年度はC類型の基準を超過)であり、基準達成のための水質改善が必要であるが、上流の下水道施設の整備の終了年次が未定なため、達成期間は「ハ5年を超える期間で可及的速やかに達成」とした。

その他の水域は既に指定の見直し(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

7.新河岸川と8.白子川は、埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。

9-2 水域類型の指定の見直し(多摩地域)

類型	BOD
AA	1mg/L以下
A	2mg/L以下
B	3mg/L以下
C	5mg/L以下
D	8mg/L以下
E	10mg/L以下

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間(注1)	利用目的(類型)(注2)						現状水質での類型					
					自然環境保全	水道	水産	工業用水	農業用水	類型	BOD最大値(注3)	類型	pH	DO	SS	大腸菌群数(注4)
23	日原川	AA	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.6	AA	AA	AA	AA	C
24	平井川	A	AA	イ	-	-	1級(A)	1級(C)	○(D)	A以上	0.8	AA	AA	AA	AA	C
25	秋川	AA	AA	イ	○(AA)	2級(A)	1級(A)	1級(C)	○(D)	AA	0.7	AA	AA	AA	AA	C
26	北秋川	A	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.7	AA	AA	AA	AA	B
27	養沢川	A	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.5	AA	AA	AA	AA	C
28	谷地川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.7	A	**不適合	AA	AA	C
29	残堀川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	-	B以上	1.3	A	AA	AA	AA	C
30	浅川上流(さいかち堰から上流)	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	○(D)	A以上	1.7	A	AA	AA	AA	C
31	浅川下流(さいかち堰から下流)	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.1	A	AA	AA	AA	C
32	城山川	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	-	A以上	1.4	A	AA	AA	AA	C
33	南浅川	B	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.3	A	AA	AA	AA	C
34	案内川	C	A	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	1.5	A	AA	AA	AA	C
35	川口川	E	A	イ	-	-	1級(A)	-	-	A以上	1.2	A	AA	AA	AA	C
36	湯殿川	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	○(D)	A以上	1.4	A	AA	AA	AA	C
37	程久保川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.6	A	AA	AA	AA	C
38	大栗川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	-	B以上	1.7	A	**不適合	AA	AA	C
39	三沢川(東京都の区域)	C	C	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	2.1	B	AA	AA	AA	-
40	野川	D	D	イ	-	-	-	-	-	E以上	5.1	D	AA	AA	AA	C
41	仙川	D	D	イ	-	-	-	-	-	E以上	5.3	D	AA	AA	AA	-
42	鶴見川上流(東京都の区域)	D	D	ロ	-	-	-	-	○(D)	D以上	8.4	E	AA	AA	AA	-
43	恩田川(東京都の区域)	C	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.9	A	**不適合	AA	AA	-
44	境川(東京都の区域)	D	D	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	3.0	B	AA	AA	AA	-
45	成木川(東京都の区域)	A	A	イ	-	-	1級(A)	1級(C)	○(D)	A以上	1.1	A	AA	AA	AA	C
46	黒沢川	B	A	イ	-	-	-	1級(C)	○(D)	C以上	1.4	A	AA	AA	AA	C
47	霞川(東京都の区域)	B	A	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	1.7	A	AA	AA	AA	C
48	柳瀬川(東京都の区域)	E	C	イ	-	-	3級(C)	-	-	C以上	5.2	D	AA	AA	AA	-
49	空堀川	E	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.1	A	AA	AA	AA	-
50	黒目川(東京都の区域)	C	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.1	A	AA	AA	AA	-

(注1) 達成期間の区分 :イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成

(注2) 環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注3) BOD最大値 :過去5年間(H23~H27)のBOD75%値の最大値。ただし、AA類型への見直しの検討対象水域については、10年間(H18~H27)の最大値。

(注4) 大腸菌群数は類型の判断に必要な測定結果のある水域のみ、現状水質での類型を記載した。

○作成方針(多摩地域)

1 類型の指定の考え方

42. 鶴見川上流

現状水質での類型(E類型)より、利用目的の類型(D類型)が上位であるため、D類型とした。

48. 柳瀬川

現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。

その他の水域は、見直しを見送った39.三沢川と44.境川(県際水域であるため)以外は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

AA類型は10年間(H18～H27)、A類型以下は5年間(H23～H27)のBOD75%値で判断した。

○BOD以外の水質項目について

pHの5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していない水域(28.谷地川、38.大栗川、43.恩田川)があったが、自然的原因(藻類の光合成等)による基準値超過であるため、行政目標である類型指定の判断では考慮しなかった。

溶存酸素量(DO)及び浮遊物質量(SS)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していた。

大腸菌群数は、次の点から類型指定の判断では考慮しなかった。

- ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでいる。
- ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時は下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

3 環境基準の達成期間

42.鶴見川上流(D類型)

現状水質ではE類型(平成25年度はD類型の基準を超過)であるが、水質改善対策として期待される下水道施設の稼働が、平成30年度に予定されているため、達成期間を「**口** 5年以内で可及的速やかに達成」とした。

48.柳瀬川(C類型)

現状水質ではD類型(平成23年度はC類型の基準を超過)であるが、平成23年度末に上流の下水処理場が廃止となり、水質は既に改善傾向にあるため、達成期間を「**イ** 直ちに達成」とした。

その他の水域は既に指定の見直し(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「**イ** 直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

43. 恩田川、45.成木川、47.霞川、50.黒目川は東京都の水域が都県境より上流にあるため、上下流を別水域とみなし、現状水質により類型を判断した。

39.三沢川と44.境川は、現状水質では指定案より上位の類型になるが、都県境を流れており、神奈川県との同時指定が必要なため、今回は見直しは行わなかった。

48.柳瀬川は埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。